

生徒心得の見直しまでの流れ

令和8年3月
生活指導部

1 生徒心得見直しの視点

- (1) 人権尊重の精神に立った内容・表現であること
- (2) 社会通念上合理的と認められる範囲となっていること
- (3) 必要最低限とし、校則に因らない取組で足りると思われるしつけや道徳、健康などに関する細やかな事項等まで校則に盛り込まないようにすること

2 生徒心得検討委員 職員：教頭、高等部主事、生徒指導主事、高等部生活指導部員、人権教育主任

3 生徒心見直しスケジュール

月	生徒及び生徒会	職員	保護者	生活指導部
4	学級活動 ・生徒心得の確認	学部会（高等部） ・生徒心得の周知、生徒心得見直しの流れについて確認。	PTA 総会（学部懇談会） ・生徒心得の周知、生徒心得見直しの周知 生徒心得の配付	令和8年度生徒心得について職員への説明、生徒への周知 ・PTA 総会（学部懇談会）の資料作成
9	学級活動 ・生徒心得の内容、見直し ・生徒心得アンケート回答	・生徒心得の内容、生徒心得見直しの流れについて検討	・生徒心得アンケート回答	・高等部生徒へ向けて生徒心得の見直しについての説明 ・学部会提案資料作成 ・生徒アンケートの実施 ・保護者アンケートの実施
10	・生徒の意見集約（生徒会）			・生徒、保護者の意見集約
11	・次年度案を協議（生徒会）	・生徒、職員、保護者からの意見を検討		・学部会（高等部）で検討後、次年度案を作成
12	↓	・学部会（高等部）で次年度案協議		・学部会で次年度案を提案 ・生徒心得検討委員で次年度案を協議
1	学部集会 ・生徒心得見直し報告（生徒会）			・PTA 役員会の提案資料作成
2			・PTA 役員会で次年度案周知、協議	・次年度案の承認（校長） ・県への校則見直し書類提出 ・生徒心得、生徒心得見直しの流れ、次年度案起案 ・学部会で次年度案を周知
3				・ホームページ掲載

※生徒心得、生徒心得見直しスケジュールはホームページ上で公開し、次年度の4月から運用する。